公益財団法人 ほしのわ

2025 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

ほしのわ奨学金は、熊本県内の高等専門学校(3年生以上)、専修学校及び大学に在籍する 学生で、工学、情報学、商学、経営学、経済学に関する分野について学んでいる、経済的理 由により就学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成する ことを目的としています。

2. 特 徵

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付するものとし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

公益財団法人ほしのわ(以下、財団という)の奨学生となる者は、以下の各号に該当する者とします。

- (1) ほしのわ奨学金を受け取ることができる者は、財団の指定する高等専門学校(3 年生以上)、専修学校、大学に在籍している者
- (2) 学業、もしくは、芸術またはスポーツ等の分野に優れている者
- (3) 勉学に意欲があり、人柄も優れている者。
- (4) 経済的に奨学金の支援を必要とする者 または、 自身の目標を達成するために資金援助を必要とする者。
- (5) 他の奨学金制度を利用している者であっても、応募資格を有するものとします。
- (6) 日本国籍を有する者。
- ※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度別の募集対象校に編入学する方も応募可能です。(応募時点で編入学が決まっている場合は、編入学の合格通知書のコピーを添付の上、ご応募ください)。

4. 採用人数

計15-20名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額 月額 3万円
- (2) 給付する期間 1年間(2026年4月~2027年3月)
- (3) 給付の方法 奨学金は、4カ月毎の一定日に送金するものとします。 (本人名義の銀行等の預金口座に送金します。)

- 6. 奨学金の休止又は廃止事由
 - (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
 - (2) 退学したとき
 - (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
 - (5) 奨学金を必要としなくなったとき
 - (6) 奨学金給付規程第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
 - (7) 奨学金給付規程第17条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
 - (8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

- (1) 必要書類
 - ア 願書
 - イ 指導教員の推薦書
 - ウ 成績を証明するもの (直近のものをご提出ください。1年生の場合は、前期の成績表を提出ください)
 - 工 住民票

【住民票取得時の注意】

- ・世帯全員が記載されているもの。
- ・本籍、マイナンバーが記載されていないもの
- ・取得後3か月以内のもの
- オ 保護者の所得証明書

(例:職場発行の源泉徴収票、市区町村発行の課税・非課税証明書など)

- カ 個人情報の取扱いに関する同意書
- キ 課題(奨学金志望理由)

【該当の方のみ】

- ・ 編入学の合格通知書のコピー
 - ※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度、すでに財団指定の別の 募集対象校に編入学が決まっている方はご提出ください。

必要書類の書式は財団のホームページ(https://hoshinowa.or.jp/) に掲載しています。 ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。 なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

- (2) 提出方法 財団宛郵送のこと。
- (3) 提出期限 2025年11月14日(金)※下記必着
- (4) 提出先(連絡先)

〒163-0919 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス 19 階 スターティアホールディングス株式会社内 公益財団法人ほしのわ 事務局 宛

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は、財団が年に3回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上